

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

○ 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正  
（県例規集登載）

県民生活交通課

○ 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定及び辞退

障害福祉課

○ 指定居宅サービス事業者等の指定の全部の効力の停止

長寿社会課

○ 指定居宅サービス等の事業の廃止

〃

○ 指定居宅サービス事業者等の指定

〃

○ 〃

〃

○ 特定計量器定期検査

産業企画課

○ 滞納に係る家賃及び駐車場使用料の収納事務の委託

住宅課

### 【公告】

○ 落札者等の決定

危機管理課

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

県民生活交通課

○ 〃

〃

○ 土地改良区の定款変更の認可

耕地課

○ 県営土地改良事業の工事完了

〃

## 目次

担当課（室）

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

〃

〃

○ 随意契約の相手方の決定

〃

### 【選挙管理委員会】

○ 政治団体の名称等の公表

警察本部会計課

○ 政治団体の代表者等の異動

選挙管理委員会

○ 政治団体の解散

〃

○ 資金管理団体の名称等の公表

〃

○ 資金管理団体の届出事項の異動

〃

○ 資金管理団体の指定取消し

〃

### 【公安委員会】

○ 岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則  
（県例規集登載）

運転免許課

◎岡山県告示第三百十一号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成二十六年分補助金から適用する。

平成二十六年五月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

表県民生活部の部岡山県NPO等サポート利子助成金の項を削り、岡山県中山間地域生活交通確保事業補助金の項中「地域に適した」を「利便性の向上に資する交通手段への再編又は地域に適した」に、「試行運行事業」を「試行運行・利用促進事業」に、「一地域」を「一市町村」に、「一五〇万円」を「二五〇万円」に改め、「一〇〇万円を限度とする。」の下に「1から3までのうち複数の事業を併行して行う場合は、一市町村につき二五〇万円を限度とする。」を加え、同部岡山県公共交通利用促進等総合対策事業費補助金の項の次に次のように加える。

岡山県運輸事業振興助成補助金	輸送力の確保、輸送サービスによる県民の生活の利便性の向上及び地球温暖化対策の推進	公益社団法人岡山県バス協会及び一般社団法人岡山県トラック協会	1 旅客又は貨物の輸送の安全の確保に関する事業 2 サービスの改善及び向上に関する事業 3 公害の防止、地球温暖化の防止その他の環境の保全に関する事業 4 事業の適正化に関する事業 5 共同利用に供する施設の設置	補助対象経費の十分の十以内
----------------	--	--------------------------------	--	---------------

表 県民生活部の部国土調査補助金の項の次に次のように加える。

中山間地域等 活性化応援事 業補助金	中山間地域又 は離島地域の 自立発展的な 地域づくりの 促進	中山間 地域又 は離島 地域を 有する 市町村 (指定 都市を 除く。)	市町村が実施す る、地域の課題及 びニーズを踏ま え、多様な主体と の連携による地域 の活性化に向けた 取組	1 については補 助対象経費の三分 の二以内。ただし、 二〇〇万円を限度 とする。 2 については補 助対象経費の二分 の一以内。ただし、 五〇万円を限度と する。
2 移り住もう！ 業				3 については補

又は運営に關す る事業	6 震災その他の 災害に際し必要 な物資を運送す るための体制の 整備に關する事 業	7 経営の安定化 に寄与する事業	8 資金の出えん を行う事業	9 その他国土交 通大臣が総務大 臣に協議して定 める事業
----------------	---	---------------------	-------------------	--

表県民生活部の部頑張る地域応援事業補助金の項を削り、おかやま元気！集落支援事業補助金の項を次のように改める。

事業補助金	おかやま元気！集落支援
活性化	中山間地域又は離島地域の
都市を （指定 市町村 有する 地域を	中山間 地域又 は離島
	集落機能の維持・強化のための先導的な事業
	補助対象経費の三分の二以内。ただし、一地域につき五〇万円を限度とする。

	「晴れの国ぐらし」体験事業
	3 元気集落自立化促進事業
	4 その他事業
	助対象経費の三分の二以内。ただし、ソフト事業については五〇万円、ハード事業については二〇〇万円を限度とする。
	4 については補助対象経費の二分の一以内。ただし、ソフト事業については二〇〇万円、ハード事業については五〇〇万円（お試し住宅の整備については、一戸当たり一七五万円）を限度とする。

表県民生活部の部岡山県リゾート地域整備促進補助金の項の次に次のように加える。

岡山県岡山空港検査機器設置事業補助金		吉備高原都市 集合住宅用地 活用促進事業 補助金
民間航空会社の事業の安全の確保	原子力発電施設等の設置及び運転の円滑化	吉備高原都市 の活性化の促進
航空会社等	その区内に原子力発電施設が所在する市町村及び当該市町村に隣接する市町村	民間事業者又は個人
岡山空港に旅客所持品検査機器及び航空貨物検査用機器を設置する事業	一般電気事業者又は特定規模電気事業者から電気の給付を受けている者に対し給付金を交付する事業	吉備高原都市内の集合住宅用地に加賀郡吉備中央町内の事業所に勤める者が四分の一以上入居する集合住宅を整備する事業
補助基本額の二分の一以内	補助対象経費の十分の一以内。ただし、知事が別に定めた方法で算定して得た額に十二を乗じて得た額と当該金額に千分の三十五を乗じて得た額との合計額を限度とする。	補助対象経費の十分の一以内

除く。

岡山県岡山空港ハイジャック等防止対策業務補助金	航空機の不法奪取等の防止	航空会社	保安検査業務及び地上作業監視業務に従事する職員に要する経費	補助基本額の二分の一以内
-------------------------	--------------	------	-------------------------------	--------------

表県民生活部の部岡山県データセンター構築等支援補助金の項中「人件費」を「専用通信回線料金」に、「新規常用雇用者数に三〇万円を乗じて得た」を「補助対象経費の三分の一に相当する」に改め、同部岡山県消費者行政活性化事業費補助金の項を次のように改める。

岡山県消費者行政活性化事業費補助金	消費生活相談窓口の機能強化等	市町村	1 消費生活相談機能整備・強化事業 2 消費生活相談員養成事業 3 消費生活相談員等レベルアップ事業 4 消費生活相談体制整備事業	補助対象経費の十分の十
消費生活	消費生活センター等を設置する市町村	消費生活	地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業	補助対象経費の十分の十
消費者安全法第四				補助対象経費の十分の十

表県民生活部の部岡山県消費者行政活性化事業費補助金の項の次に次のように加える。

		活セン ターを 設置す る市町 村	十六条第二項に基 づく法定受託事務	分の十
岡山県防犯カ メラ設置支援 事業補助金	街頭犯罪、少 年非行、子ど も、女性等弱 者を狙った犯 罪等の防止	市町村	防犯カメラ及び付 属機器等の購入又 は賃借、設置工事 等に要する経費	1 市町村が事業 を実施する場合 補助対象経費 の二分の一以 内。ただし、十 五万円を限度と する。  2 住民団体が事 業を実施する場 合 市町村から の補助金の補助 率と同率又は補 助対象経費の二 分の一のどちら か低い率以内。 ただし、十五万 円（県の補助に より、補助金額 の合計額が補助 対象経費の総額 を超える場合は

その超える額を減じた額を限度とする。

表県民生活部の部青少年育成県民運動推進補助金の項中「社団法人岡山県青少年育成県民会議」に改め、同部岡山県隣保館運営等事業費補助金の項を次のように改める。

岡山県隣保館 運営等事業費 補助金	隣保館の運営 等の事業の促 進	市町村 (指定 都市及 び中核 市を除 く。)	1 隣保館運営事 業 2 隣保館デイサ ービス事業 3 地域交流促進 事業 4 相談機能強化 事業 5 広域隣保活動 事業	補助基本額の四分 の三以内
-------------------------	-----------------------	--	--	------------------

表県民生活部の部岡山県人権啓発パートナーシップ推進事業費補助金の項中「特定非営利活動法人」の下に「一般社団法人及び一般財団法人」を加える。

表土木部の部岡山県岡山空港検査機器設置事業補助金の項及び岡山県岡山空港ハイジヤック等防止対策検査業務補助金の項を削る。



◎岡山県告示第三百十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を平成二十六年五月二十日次のとおり指定した。  
また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十六年五月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定した医師

指定医師名 診療科目

谷本 安 呼吸器

医療機関の名称

国立病院機構南岡山医療センター

所在地

都窪郡早島町早島四〇六六

竹内 龍三 肢体不自由

瀬戸内市立瀬戸内市民病院

瀬戸内市邑久町山田庄八四五―一

渡邊 逸郎 視覚

医療法人社団清和会笠岡第一病院

笠岡市横島一九四五

新井 伸征 音声・言語・そしゃく・肢体不自由

医療法人さとう記念病院

勝田郡勝央町黒土四五

大塚 亮介 肢体不自由

笠岡市立市民病院

笠岡市笠岡五六二八―一

二 指定を辞退した医師

指定医師名 診療科目

久保 周 肢体不自由

医療機関の名称

医療法人社団清和会笠岡第一病院

所在地

笠岡市横島一九四五

定金 省二 肢体不自由

瀬戸内市立瀬戸内市民病院

瀬戸内市邑久町山田庄八四五―一

福田 和馬 肢体不自由

瀬戸内市立瀬戸内市民病院

瀬戸内市邑久町山田庄八四五―一

◎岡山県告示第三百十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項及び第一百五条の九第一項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の全部の効力の停止処分を行った。

平成二十六年五月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

土居の里介護サービス

2 所在地

岡山県津山市下高倉西二三六六一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社土居の里

2 所在地

岡山県津山市下高倉西二三〇五一

三 指定の全部の効力の停止期間

平成二十六年六月一日から同年八月三十一日まで

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇一三四七

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

平成26年5月30日 岡山県公報 第11588号

◎岡山県告示第三百十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十六年五月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

医療法人おぐら整形外科医院

2 所在地

岡山県小田郡矢掛町矢掛二五三三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人おぐら整形外科医院

2 所在地

岡山県小田郡矢掛町矢掛二五三三

三 廃止年月日

平成二十六年七月一日

四 介護保険事業所番号

三三一二八一〇〇七四

五 サービスの種類

訪問リハビリテーション

介護予防訪問リハビリテーション

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

宮本薬局

2 所在地

岡山県久米郡久米南町下弓削五三四一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

平成26年5月30日 岡山県公報 第11588号

1 名称

宮本薬局

2 所在地

岡山県久米郡久米南町下弓削五三四―一

三 廃止年月日

平成二十六年六月一日

四 介護保険事業所番号

三三四三八〇〇〇六〇

五 サービスの種類

居宅療養管理指導

介護予防居宅療養管理指導

# 平成26年5月30日 岡山県公報 第11588号

## ◎岡山県告示第三百十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十六年五月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

訪問介護ステーションひまわり総社

#### 2 所在地

岡山県総社市中央三丁目三番地一一三

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

ウエルフェアコーポレーション株式会社

#### 2 所在地

岡山県総社市中央三丁目三番地一一三

### 三 指定年月日

平成二十六年六月一日

### 四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇一二〇五

### 五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

デイサービスセンターひまわり総社

#### 2 所在地

岡山県総社市中央三丁目三番地一一三

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

平成26年5月30日 岡山県公報 第11588号

- 1 名称  
ウエルフェアコーポレーション株式会社
- 2 所在地  
岡山県総社市中央三丁目三番地一一三
- 3 指定年月日  
平成二十六年六月一日
- 4 介護保険事業所番号  
三三七〇八〇一二一三
- 5 サービスの種類  
通所介護  
介護予防通所介護

◎岡山県告示第三百十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第一号の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設を指定した。

平成二十六年五月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 施設の名称及び開設場所

1 名称

特別養護老人ホームのどか

2 開設場所

岡山県津山市神戸二六二番地二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人桜楽会

2 所在地

岡山県津山市神戸二六二番地二

三 指定年月日

平成二十六年六月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二〇三〇

五 サービスの種類

介護老人福祉施設

# 平成26年5月30日 岡山県公報 第11588号

◎岡山県告示第三百十七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもりとする。

平成二十六年五月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 定期検査を行う区域、場所及び期日

区 域	場 所	期 日
総社市	総社市役所昭和出張所 総社市役所北出張所 総社市西公民館 総社市東公民館 総社市清音公民館別館 総社市山手公民館 総社市役所西庁舎南側	平成二十六年七月一日 二日 三日 四日 五日 六日 七日 八日 九日 十日 十一日
和気町	和気町役場佐伯庁舎 和気町役場	九日 十日 十一日

二 実施機関

岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会



◎岡山県告示第三百十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、  
収納の事務を次のとおり委託した。

平成二十六年五月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 委託した事務の内容

岡山県営住宅条例（平成九年岡山県条例第三十九号）に基づく家賃及び駐車場使用料のうち、岡山県営住宅を退去した者及びその保証人又は連帯保証人による滞納に係る家賃及び駐車場使用料の収納の事務

二 委託した収入の種類

滞納に係る家賃及び駐車場使用料

三 委託を受けた者の所在地及び名称

東京都港区芝浦三丁目一六番二〇号

ニッテレ債権回収株式会社

四 委託を受けた事務を行う場所

ニッテレ債権回収株式会社その他

五 委託の期間

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

# 平成26年5月30日 岡山県公報 第11588号

〔二五五〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十六年五月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 落札に係る特定役務の名称

防災情報ネットワーク及び震度情報システム運用保守業務

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県危機管理課

岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

平成二十六年五月十三日

四 落札者の氏名及び住所

日本電気株式会社

岡山県岡山市北区磨屋町一番六号

五 落札金額

二五八、六〇〇、〇〇〇円（消費税額及び地方消費税の額を含まない。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

平成二十六年四月一日

〔二五六〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十六年五月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十六年五月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人介護ん

三 代表者の氏名

井上きよみ

四 主たる事務所の所在地

倉敷市阿知一丁目七番二一六一二一二

五 定款変更の内容

1 理事長以外の理事はこの法人の業務についてこの法人を代表しない旨の規定を加える。

2 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなすこととする。

3 社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、社員総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならないこととする。

(1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) (1)の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 社員総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

4 定款変更をする際に所轄庁の認証を得なければならない事項を次のように改める。

(1) 目的

(2) 名称

(3) この法人が特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）

- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項
- 5 第二十四条、第二十九条、第三十三条及び第三十七条中「書面」を「書面又は電磁的方法」に改める。
- 6 第二十五条及び第三十四条中「書面又はファックス若しくは電子メール」を「ファックスを含む書面又は電磁的方法」に改める。
- 7 第三十条及び第三十八条中「書面表決者」を「書面又は電磁的方法による表決者」に改める。

〔二五七〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十六年五月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十六年五月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人歯科ネットワーク岡山から世界へ

三 代表者の氏名

中條新次郎

四 主たる事務所の所在地

瀬戸内市長船町土師八番地七

五 定款変更の内容

第三十条及び第三十八条中「署名」を「記名」に改める。

平成26年5月30日 岡山県公報 第11588号

〔二五八〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年五月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

山手土地改良区

二 認可年月日

平成二十六年五月二十日

# 平成26年5月30日 岡山県公報 第11588号

〔二五九〕 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

平成二十六年五月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

地区名	工種	完了年月日
口ノ池	ため池	二五・一二・二七
東谷池	〃	二五・一二・二七
南砂池	〃	二五・九・三
船穂西・上二万	畑かん施設	二六・三・三一
船穂東・下二万	農道	二四・三・二八

平成26年5月30日 岡山県公報 第11588号

〔二六〇〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年五月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市小寺字長渡露九九八―四

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

広島県広島市安芸区船越三丁目一三一―三

K, s オフィス株式会社

代表取締役 柏木 悦徳

三 許可番号

岡山県指令建指第四五五号



平成26年5月30日 岡山県公報 第11588号

〔二六一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年五月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市刑部字川ノ間一八五一一、一八五一一二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市地頭片山八三一一ベル・コリーヌB二〇一号

大久保博史

大久保和子

三 許可番号

岡山県指令建指第三一号

〔二六二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年五月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市久代字西沼川内一五五〇―一五、一五五〇―一〇、一五五〇―一一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市久代一五五〇―一五

渡邊 守

三 許可番号

岡山県指令建指第六六号

# 平成26年5月30日 岡山県公報 第11588号

〔二六三〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

平成二十六年五月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 借入件名及び数量

住宅地図データ 一式

二 借入期間

平成二十六年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部警務部情報管理課

岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 契約の相手方を決定した日

平成二十六年三月二十六日

五 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社ゼンリン

岡山県岡山市北区下中野三二三番地一一一

六 契約金額

一年当たり二七、三〇六、三九六円（うち消費税額及び地方消費税の額二、〇二二、六九六円）

七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

八 随意契約の理由

政令第十条第一項第一号に該当するため

◎岡山県選管告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成二十六年五月三十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研吾

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
片岡聡一後援会	関 靖文	在 間 洋 之	総社市真壁六〇六一	平成二六・四・四
倉敷自由民主クラブ	矢 野 秀 典	赤 澤 幹 温	倉敷市山地三四三一	〃 〃 〃 〃
総社を变える会	秋 元 国 武	国 府 則 夫	総社市秦一三六〇一	〃 〃 〃 〃
たかとり正泰後援会	鷹 取 正 泰	鷹 取 澄 子	勝田郡勝央町勝間田一四七一二	〃 〃 〃 〃
松田たかゆき後援会	松 田 隆 之	松 田 隆 之	岡山市北区立田一四〇一八	〃 〃 〃 〃
柳迫和夫後援会	柳 迫 和 夫	生 田 勝 実	〃 南区海岸通一二二一	〃 〃 〃 〃

◎岡山県選管告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十六年五月三十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研吾

一 政党の支部

政治団体の名称

異動事項

新

旧

届出年月日

自由民主党瀬戸町支部

主たる事務所の所在地

岡山市東区瀬戸町瀬戸三六一一

岡山市東区瀬戸町瀬戸三六一一〇

平成二六・四・八

〃

代表者

福島 恭子

長島 洋

〃

自由民主党新見支部

主たる事務所の所在地

新見市唐松三三〇一

新見市新見二〇四一一九

〃

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

異動事項

新

旧

届出年月日

英 和 会

政治団体の名称

英 和 会

渡辺英気後援会英和会

平成二六・四・二

岡山県病院政治連盟

会計責任者

中山 満

保坂 満

〃

岡山県酪農政治連盟美作支部

代表者

小童谷 基行

藤堂 正幸

〃

小池宏治後援会

〃

谷 本 晋

眞田 里志

〃

小林義明後援会

主たる事務所の所在地

新見市唐松三三〇一

新見市新見二〇四一一九

〃

笹井愛子後援会

〃

小田郡矢掛町矢掛二九九七一

小田郡矢掛町小林五五一一

〃

さとう政文後援会

代表者

岡 敬

佐藤 世治

〃

〃

会計責任者

佐藤 加代子

岡 敬

〃

土田正雄後援会

主たる事務所の所在地

小田郡矢掛町上高末二五七一

小田郡矢掛町上高末二〇八八一

〃

萩原誠司後援会

会計責任者

明 石 務

平尾 孝之

〃

松本よしとか後援会

〃

片岡 安江

岡本 久枝

〃

森つよし後援会

代表者

松本 隆大

井上 準一

〃

山本なる後援会

〃

大取道 雄

下川 祐

〃

◎岡山県選管告示第二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成二十六年五月三十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者氏名

解散年月日

岡山市を「美しい大都会」に躍進させる会

熊代昭彦

平成二六・四・二一

介互の会

本間裕康

平成二四・一二・三一

片岡聡一後援会

関靖文

平成二六・四・三

甲谷知生後援会

甲谷知生

平成二五・二・一

熊代昭彦後援親族会

熊代哲士

平成二六・四・二一

総社を变える会

秋元国武

〃 四・三

高橋のりまさ後援会

高橋豊文

〃 四・二二

塚本陽満後援会

塚本富子

〃 三・三一

本間ひろやす後援会

本間裕康

平成二四・一二・三一

矢吹じゅん一後援会

矢吹準一

平成二六・四・一五

◎岡山県選管告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。

平成二十六年五月三十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	届出年月日
松田隆之	岡山市議会議員	松田たかゆき後援会	岡山市北区立田一四〇一八	松田隆之	平成二六・四・一
柳迫和夫	〃	柳迫和夫後援会	〃 南区海岸通一―二一―一	柳迫和夫	〃 四・九

◎岡山県選管告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十六年五月三十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	主たる事務所の所在地	新旧
小林 義 明	岡山県議会議員	小林義明後援会		新見市唐松三三〇一	新
				新見市新見二〇四一―九	旧



◎岡山県選管告示第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があった。

平成二十六年五月三十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

届出をした者の氏名

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

代表者氏名

資金管理団体でなくな  
った旨の届出年月日

本間 裕 康

岡山県議会議員

介 互 の 会

岡山市中区高島新屋敷八二一五

本間 裕 康

平成二六・四・三

矢 吹 準 一

岡山市議会議員

矢吹じゅん一後援会

〃 北区辰巳一〇一〇一

矢 吹 準 一

〃 四・二一

◎岡山県公安委員会規則第四号

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年五月三十日

岡山県公安委員会

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岡山県道路交通法施行細則（昭和三十五年岡山県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「記載事項変更届出書」を「記載事項変更届書」に改める。

第十条第十号中「（昭和二十六年法律第百八十五号）」を削る。

第十三条の二中「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に改める。

第二十一条中「第二十九条の二第二項」を「施行規則第二十九条の二第二項」に改める。

附則

この規則は、平成二十六年六月一日から施行する。